

オンデマンド方式によるオーダーメイド集計の導入について（案）

令和2年3月〇日
総務省政策統括官（統計基準担当）室

- オーダーメイド集計については、統計法（平成19年法律第53号）第34条第1項において規定されている。
同法上、その申出や提供の形態については規定されておらず、オンデマンド方式の導入も許容されているものと考えられる。

- オンデマンド方式によるオーダーメイド集計に類するサービスは、既に諸外国においても導入されていることが、今般、総務省が実施した調査研究においても、改めて明らかになった。

- なお、諸外国における取組も一様ではなく、オンデマンド型サービスの内容だけでなく、秘匿処理に対する考え方や自動化しているプロセスなどに違いがある。
これらを大別すると、
 - ①ドイツのようなプログラム送付型
 - ②オーストラリアなどのリアルタイム提供型に分けることができる。

- 加えて、実際にオンデマンド型サービスを導入するに当たっては、どのようなシステムを構築すべきかといった点も極めて重要である。

- これらを踏まえ、今後は、我が国におけるオンデマンド型サービスの導入を進めることを前提に、どのような形態（プログラム送付型 or リアルタイム提供型など）が望ましいか、また、どのようなシステムを構築すべきであるかといった点について、具体的な検討を進めていくこととする。